



新潟県報

発行 新潟県

第 37 号

平成26年5月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 809 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 810 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 811 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 812 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 813 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 814 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 815 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 816 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 817 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 818 基本測量の実施通知（監理課）
- 819 道路の区域変更（道路管理課）
- 820 道路の供用開始（道路管理課）
- 821 道路の区域変更（道路管理課）
- 822 道路の供用開始（道路管理課）
- 823 道路の区域変更（道路管理課）
- 824 道路の供用開始（道路管理課）
- 825 道路の区域変更（道路管理課）
- 826 道路の供用開始（道路管理課）
- 827 道路の区域変更（道路管理課）
- 828 道路の供用開始（道路管理課）
- 829 道路の区域変更（道路管理課）
- 830 道路の供用開始（道路管理課）
- 831 道路の区域変更（道路管理課）
- 832 道路の供用開始（道路管理課）
- 833 道路の区域変更（道路管理課）
- 834 道路の供用開始（道路管理課）
- 835 道路の区域変更（道路管理課）
- 836 道路の供用開始（道路管理課）
- 837 道路の区域変更（道路管理課）
- 838 道路の供用開始（道路管理課）
- 839 道路の区域変更（道路管理課）
- 840 道路の供用開始（道路管理課）
- 841 道路の区域変更（道路管理課）
- 842 道路の供用開始（道路管理課）
- 843 道路の区域変更（道路管理課）

- 844 道路の供用開始 (道路管理課)
- 845 道路の区域変更 (道路管理課)
- 846 道路の供用開始 (道路管理課)
- 847 道路の区域変更 (道路管理課)
- 848 道路の供用開始 (道路管理課)

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 (県民生活課)
- 特定調達契約の落札者等 (出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等 (警察本部会計課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)

人事委員会公告

- 平成26年度新潟県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第809号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和42年新潟県条例第42号) 第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号 (新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額)の一部を次のとおり改正する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,308円</u>	<u>13,040円</u>	20歳未満	<u>4,503円</u>	<u>12,935円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,024円</u>	<u>13,040円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,007円</u>	<u>12,935円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,611円</u>	<u>13,447円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,618円</u>	<u>13,634円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,104円</u>	<u>16,281円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,112円</u>	<u>16,130円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,524円</u>	<u>18,834円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,527円</u>	<u>18,535円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,601円</u>	<u>21,784円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,741円</u>	<u>21,911円</u>
45歳以上50歳未満	<u>6,708円</u>	<u>24,532円</u>	45歳以上50歳未満	<u>6,861円</u>	<u>24,455円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,375円</u>	<u>25,376円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,479円</u>	<u>24,995円</u>
55歳以上60歳未満	<u>5,922円</u>	<u>24,114円</u>	55歳以上60歳未満	<u>5,811円</u>	<u>23,171円</u>
60歳以上65歳未満	<u>4,723円</u>	<u>19,167円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,683円</u>	<u>19,816円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,930円</u>	<u>15,001円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,950円</u>	<u>14,376円</u>
70歳以上	<u>3,930円</u>	<u>13,040円</u>	70歳以上	<u>3,950円</u>	<u>12,935円</u>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成26年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第810号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
菊川脳神経内科クリニック	燕市杣木1428番地	精神通院医療	平成26年5月1日
フレンズ薬局	燕市杣木1427番地	精神通院医療	平成26年5月1日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番32号	精神通院医療	平成26年5月1日
守門薬局	魚沼市須原976番地8	精神通院医療	平成26年5月1日

◎新潟県告示第811号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
アサヒ調剤薬局みどり店	阿賀野市岡山町1-27	精神通院医療	平成26年5月1日
しなの薬局あがの店	阿賀野市市野山191-3	精神通院医療	平成26年5月1日

◎新潟県告示第812号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
エイケン堂薬局あけぼの店	長岡市曙3-4-20	精神通院医療	平成26年4月1日

◎新潟県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の笹岡土地改良区の定款の変更を平成26年5月1日認可した。

平成26年5月16日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更を平成26年5月1日認可した。

平成26年5月16日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の和田土地改良区の定款の変更を平成26年5月2日認可した。

平成26年5月16日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成26年5月1日認可した。

平成26年5月16日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営三国幹線水路地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成26年5月19日から平成26年6月13日まで
 - 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
 - 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。
-

◎新潟県告示第818号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量「国土広域情報」修正測量
 - 2 作業期間 平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
 - 3 作業地域 県内全域
-

◎新潟県告示第819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡栃尾巻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市上塩字原田1400番3から 同市塩新町字堀之内444番2まで	新	(A)6.8~14.5メートル	317.8メートル
		(B)7.0~17.0メートル	318.6メートル
	旧	6.8~14.5メートル	317.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡栃尾巻線
- 2 供用開始の区間
長岡市上塩字原田1400番3から同市塩新町字堀之内444番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字境96番2から 同市秋津字境84番1まで	新	11.2~27.8メートル	256.6メートル
	旧	7.0~27.8メートル	256.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

佐渡市秋津字境 96 番 2 から	新	11.2～27.8メートル	256.6メートル
同市秋津字境84番 1 まで	旧	7.0～27.8メートル	256.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市秋津字境96番 2 から同市秋津字境84番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市沢根字塩見平川内 1885 番 4 から	新	8.5～32.0メートル	333.5メートル
同市二見158番 1 まで	旧	4.5～32.0メートル	335.3メートル

◎新潟県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市沢根字塩見平川内1885番 4 から同市二見158番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市願字大野川内1番12から	新	4.2～34.0メートル	191.5メートル
同市願字大野下戸3番1まで	旧	4.2～28.4メートル	185.3メートル

◎新潟県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市願字大野川内1番12から同市願字大野下戸3番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市虫崎字古川4番から	新	6.0～37.4メートル	333.9メートル
同市虫崎字弁才21番14まで	旧	6.0～19.2メートル	333.9メートル

◎新潟県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市虫崎字古川4番から同市虫崎字弁才21番14まで

3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市白瀬字竹ノ花795番6から	新	11.9～22.0メートル	278.5メートル
同市白瀬字島ヶ崎8番2まで	旧	7.6～12.0メートル	279.6メートル

◎新潟県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市白瀬字竹ノ花795番6から同市白瀬字島ヶ崎8番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市水津字石畑126番4から	新	15.8～72.6メートル	209.8メートル
同市水津字石畑ヶ113番2まで	旧	6.6～59.4メートル	218.3メートル

◎新潟県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市水津字石畑126番4から同市水津字石畑ケ113番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市柿野浦字白岩158番1から	新	8.3～47.4メートル	103.7メートル
同市柿野浦字外白岩207番まで	旧	8.3～47.4メートル	103.7メートル

◎新潟県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市柿野浦字白岩158番1から同市柿野浦字外白岩207番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市松ヶ崎字とち川原18番1から	新	7.8～98.0メートル	693.7メートル
同市松ヶ崎字さる丸1268番まで	旧	5.6～41.0メートル	693.7メートル

◎新潟県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間 佐渡市松ヶ崎字とち川原18番1から同市松ヶ崎字さる丸1268番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 5月16日

◎新潟県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市沢崎 403 番 1 から 同市沢崎422番 2 まで	新	10.0～24.0メートル	419.8メートル
佐渡市沢崎 403 番 1 から 同市沢崎405番 1 まで	旧	15.6～19.6メートル	115.4メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間 佐渡市沢崎403番1から同市沢崎422番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 5月16日

◎新潟県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 両津真野赤泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

佐渡市下川茂 1662 番 6 から	新	13.8～74.0メートル	428.0メートル
同市下川茂1693番 1 まで	旧	7.0～53.4メートル	580.0メートル

◎新潟県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 両津真野赤泊線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下川茂1662番 6 から同市下川茂1693番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市下川茂 852 番 5 から	新	5.0～13.4メートル	157.6メートル
同市下川茂856番 1 まで	旧	5.0～13.4メートル	157.6メートル

◎新潟県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下川茂852番 5 から同市下川茂856番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市羽茂大崎 2216 番 1 から 同市羽茂大崎2192番 1 まで	新	9.8～49.0メートル	278.6メートル
	旧	5.2～35.0メートル	290.4メートル

◎新潟県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂大崎2216番 1 から同市羽茂大崎2192番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 辰巳宮浦線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市金丸字前 1704 番 1 から 同市四日町字沖1380番まで	新	8.2～30.0メートル	387.2メートル
	旧	10.0～30.0メートル	387.2メートル

◎新潟県告示第846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 辰巳宮浦線
- 2 供用開始の区間
佐渡市金丸字前1704番 1 から同市四日町字沖1380番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

◎新潟県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市赤玉字大平 1677 番から	新	8.2～13.8メートル	122.8メートル
同市赤玉字大平1685番 1 まで	旧	13.0～22.6メートル	113.8メートル

◎新潟県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市赤玉字大平1677番から同市赤玉字大平1685番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月16日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人三和区振興会
- 3 代表者の氏名
服部 誠治郎
- 4 主たる事務所の所在地
上越市三和区井ノ口 444 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の住民や諸団体及び行政との協働により「元気な地域づくり」を進め、官民一体となった新しい「住民サービス」を創出することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言を行う活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
第5条（事業の種類） ① （略） ② <u>銀行代理業務、生命保険管理業務その他日本郵便株式会社より受託された業務</u> ③～⑩ （略）	第5条（事業の種類） ① （略） ②～⑨ （略）

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調達件名及び数量

- (1) ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付） 2台
- (2) ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付） 7台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課
 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成26年4月25日

6 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)について
 株式会社KCMJ新潟営業所
 新潟県新潟市東区下木戸3丁目1番60号
- (2) 上記1(2)について
 株式会社コバリキ
 新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地

7 落札価格

- (1) 上記1(1)について
 65,859,680円
- (2) 上記1(2)について
 218,412,880円

8 入札公告日

平成26年3月14日

9 落札方式

最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

ジェット燃料油（品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり）

①ローリー 289,000リットル ②ドラム 4,200リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

平成26年4月1日

6 契約者の氏名及び住所

新潟米油販売株式会社

新潟県新潟市中央区上大川前通12番町2708番地1

7 契約価格

単価契約（1リットル単価） ①154.44円 ②173.88円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、リサイクルトナーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年5月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

リサイクルトナー 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成26年5月23日(金)午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成26年5月29日(木)午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

平成26年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度）を行う。

平成26年5月16日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政A 一般行政B ※	計38人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
警察行政	5人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事します。
福祉行政	17人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	18人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	5人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全等の業務に従事します。
農業	6人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。
建築	2人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
機械	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、県有施設の機械設備工事の計画・設計・施工監理等の業務に従事します。
環境	3人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	4人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。
薬剤師（行政）	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。
司書	1人程度	県立図書館等で、司書業務に従事します。
少年警察補導員	3人程度	警察本部又は警察署で、少年の非行防止や健全育成等の業務に従事します。

※ 一般行政には次の2つの区分がある。

A 新潟県全域での勤務を希望する者

B 主に下記の地域での勤務を希望する者

○ 魚沼、南魚沼及び十日町地域振興局管内

なお、B区分で受験した合格者をA区分として採用する場合がある。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人で、活字印刷文による出題に対応できる人

ア 昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

イ 平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 次の試験職種については、それぞれの資格要件がある。

試験職種	資格要件
福祉行政	次の各号のいずれかに該当する人

	(1) 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成27年3月31日までに資格取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の専門課程において、心理学に関する科目を履修して卒業した人又は平成27年3月31日までに卒業見込みの人
保健師	保健師の免許取得者又は平成27年に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
薬剤師(行政)	薬剤師の免許取得者又は平成27年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人
司書	司書の資格取得者又は平成27年3月31日までに資格取得見込みの人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人(ただし、保健師、司書は日本の国籍を有しない人も受験可能)
- イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験(択一式)により行うとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験(択一式)により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
平成26年6月22日(日)	午前9時から午前9時30分	新潟会場 新潟大学五十嵐キャンパス総合教育研究棟 (新潟市西区五十嵐2の町8050番地)
		東京会場 明治大学和泉キャンパス第二校舎 (東京都杉並区永福1丁目9番1号)

(3) 発表

平成26年7月2日(水)午後1時(予定)に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

論文試験、面接試験(集団討論面接及び個別面接)及び適性検査を行う。

(2) 試験日及び試験場

種目	試験日	試験場
論文試験 適性検査	7月10日(木)又は7月11日(金)(予定) のうち第1次試験合格通知で指定する日	新潟県庁(予定) (新潟市中央区新光町4番地1)
面接試験	7月17日(木)から8月7日(木)まで(予定) のうち第1次試験合格通知で指定する日	

(3) 発表

平成26年8月中旬(予定)に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。)
	専門試験	100点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	20点	11点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、各職種の欠員の状況により採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 前記受験資格の資格又は免許の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は原則として平成27年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

平成26年度新規学校卒業者の給料表上の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、178,800円であった。

平成27年度（採用時）は、この額が変更されることもある。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) から電子申請を行う。（申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

イ 受験申込書に所要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に直接持参するか、郵送すること。（郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度試験受験」と朱書きし、必ず書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

(3) 受付期間

- ・電子申請、郵送、持参いずれも平成26年5月16日（金）から6月5日（木）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、6月5日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。
- ・郵送の場合、6月5日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日については持参の受付を行わない。